

令和 8 年 6 月 1 日

第 2 回 大垣市議会定例会議案

目

次

| | |
|-------|-------------------------|
| 議第48号 | 令和8年度大垣市一般会計補正予算(第2号) |
| 議第49号 | 大垣市職員の分限に関する条例の一部改正について |
| 議第50号 | 大垣市税条例の一部改正について |
| 議第51号 | 大垣市国民健康保険条例の一部改正について |
| 議第52号 | 大垣市介護保険条例の一部改正について |
| 議第53号 | 財産の取得について |
| 議第54号 | 財産の取得について |
| 議第55号 | 損害賠償の額の決定について |
| 議第56号 | 市道路線の認定について |
| 議第57号 | 市道路線の廃止について |
| 報第9号 | 繰越計算書の報告について |
| 報第10号 | 繰越計算書の報告について |

議第48号

令和8年度大垣市一般会計補正予算(第2号)

令和8年度大垣市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,332,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-----------|----------|------------|--------|------------|
| 20. 繰 越 金 | | 1,200,000 | 24,800 | 1,224,800 |
| | 1. 繰 越 金 | 1,200,000 | 24,800 | 1,224,800 |
| 21. 諸 収 入 | | 3,271,917 | 13,100 | 3,285,017 |
| | 6. 雑 入 | 1,484,751 | 13,100 | 1,497,851 |
| 歳 入 合 計 | | 72,295,000 | 37,900 | 72,332,900 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----------|--------------|------------|--------|------------|
| 2. 総 務 費 | | 7,555,820 | △7,600 | 7,548,220 |
| | 1. 総 務 管 理 費 | 5,570,960 | △7,600 | 5,563,360 |
| 4. 衛 生 費 | | 5,097,500 | 41,000 | 5,138,500 |
| | 1. 保 健 衛 生 費 | 2,257,980 | 41,000 | 2,298,980 |
| 7. 商 工 費 | | 2,421,150 | 4,500 | 2,425,650 |
| | 1. 商 工 費 | 2,408,650 | 4,500 | 2,413,150 |
| 歳 出 合 計 | | 72,295,000 | 37,900 | 72,332,900 |

令和8年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|--------|-----------|--------|-----------|--------|--------|-----|
| | | | | 区 分 | 金 額 | |
| 1. 繰越金 | 1,200,000 | 24,800 | 1,224,800 | 1. 繰越金 | 24,800 | |
| 計 | 1,200,000 | 24,800 | 1,224,800 | | | |

(款) 21. 諸収入

(項) 6. 雑入

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|-------|-----------|--------|-----------|---------|--------|----------------------|
| | | | | 区 分 | 金 額 | |
| 3. 雑入 | 1,473,686 | 13,100 | 1,486,786 | 3. 衛生雑入 | 13,100 | 累 計 予防接種料 420,739 |
| 計 | 1,484,751 | 13,100 | 1,497,851 | | | |

2 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 |
|---------|-----------|--------|-----------|----------|--------|-----------|--------|-----------------------|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区分 | 金額 | |
| 16. 防災費 | 260,950 | △7,600 | 253,350 | 国県支出金 | △7,600 | 10. 需用費 | △2,600 | 累計 28,767 消耗品費 |
| | | | | 地方債 | | | | |
| | | | | その他 | | 17. 備品購入費 | △5,000 | 累計 38,740 防災資機材購入費 |
| 計 | 5,570,960 | △7,600 | 5,563,360 | 国県支出金 | △7,600 | | | |
| | | | | 地方債 | | | | |
| | | | | その他 | | | | |

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 |
|--------|-----------|--------|-----------|----------|--------|---------|--------|-----------------------|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区分 | 金額 | |
| 4. 予防費 | 905,880 | 41,000 | 946,880 | 国県支出金 | 27,900 | 12. 委託料 | 41,000 | 累計 911,029 予防接種委託料 |
| | | | | 地方債 | | | | |
| | | | | その他 | | | | |
| | | | | 13,100 | | | | |
| 計 | 2,257,980 | 41,000 | 2,298,980 | 国県支出金 | 27,900 | | | |
| | | | | 地方債 | | | | |
| | | | | その他 | | | | |
| | | | | 13,100 | | | | |

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 |
|--------------|---------|-------|---------|----------|-------|----------------|-------|-------------------------|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区分 | 金額 | |
| 3. 企業立地支援対策費 | 440,080 | 4,500 | 444,580 | 国県支出金 | 4,500 | 18. 負担金補助及び交付金 | 4,500 | 累計 383,530 雇用促進事業補助金 |
| | | | | 地方債 | | | | |
| | | | | その他 | | | | |
| | | | | | | | | |

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 |
|---|-----------|-------|-----------|------------------------------------|-------|----|----|----|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区分 | 金額 | |
| 計 | 2,408,650 | 4,500 | 2,413,150 | 国県支出金 - 地方債 - その他 - | 4,500 | | | |

議第49号

大垣市職員の分限に関する条例の一部改正について

大垣市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年6月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

大垣市職員の分限に関する条例(昭和60年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「その者の罪が公務遂行中の過失による場合に限り、情状により」を「その罪が過失によるものであって、かつ、任命権者が情状を考慮して特に必要と認めたときに限り、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第50号

大垣市税条例の一部改正について

大垣市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年6月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市税条例の一部を改正する条例

大垣市税条例(昭和25年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第26条の8第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第28条の2第1項ただし書中「及び第28条の3の3第1項」を「並びに第28条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第28条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第28条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第34条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得

金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第28条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第42条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第5条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第5条の6第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第5条の7中「又は附則第27条第1項」を「、附則第26条の3第1項又は附則第27条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第7条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第23条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第26条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第26条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第26条第1項及び第2項並びに第26条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第26条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第26条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第26条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の6第1項の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の3第1項の規定による市民税

の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第26条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第26条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第26条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第28条の2第1項ただし書、第28条の3の2及び第28条の3の3の改正規定並びに附則第5条及び附則第5条の6第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第42条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(3) 第26条の8第2項の改正規定並びに附則第5条の7の改正規定(「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。)、附則第7条の2及び附則第23条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第5条の7の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第26条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の大垣市税条例(以下「新条例」という。)第28条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に

支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第28条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の大垣市税条例第28条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第5条の6第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の大垣市税条例附則第5条の7の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第23条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第23条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第26条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第42条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議第51号

大垣市国民健康保険条例の一部改正について

大垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年6月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大垣市国民健康保険条例(昭和35年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項を次のように改める。

普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 7月1日から同月31日まで
- 第2期 8月1日から同月31日まで
- 第3期 9月1日から同月30日まで
- 第4期 10月1日から同月31日まで
- 第5期 11月1日から同月30日まで
- 第6期 12月1日から同月25日まで
- 第7期 1月1日から同月31日まで
- 第8期 2月1日から同月末日まで
- 第9期 3月1日から同月31日まで

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議第52号

大垣市介護保険条例の一部改正について

大垣市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年6月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市介護保険条例の一部を改正する条例

大垣市介護保険条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

- 第1期 7月1日から同月31日まで
- 第2期 8月1日から同月31日まで
- 第3期 9月1日から同月30日まで
- 第4期 10月1日から同月31日まで
- 第5期 11月1日から同月30日まで
- 第6期 12月1日から同月25日まで
- 第7期 1月1日から同月31日まで
- 第8期 2月1日から同月末日まで
- 第9期 3月1日から同月31日まで

第7条及び第8条を次のように改める。

第7条及び第8条 削除

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議第53号

財産の取得について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するものとする。

令和8年6月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

- | | |
|-------------|--|
| 1 財産の種類及び数量 | 大垣競輪場自動発払機13台・手動発払機1台 |
| 2 取得価格 | 8,800万円 |
| 3 取得の方法 | 随意契約 |
| 4 取得の相手方 | 神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5 トータリゼータエンジニアリング株式会社 代表取締役 三宅 博晋 |

議第54号

財産の取得について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するものとする。

令和8年6月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

- | | |
|-------------|--|
| 1 財産の種類及び数量 | 大垣競輪場情報サーバー等一式 |
| 2 取得価格 | 9,900万円 |
| 3 取得の方法 | 随意契約 |
| 4 取得の相手方 | 神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5 トータリゼータエンジニアリング株式会社 代表取締役 三宅 博晋 |

議第55号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定に基づき、次のとおり交通事故に係る損害賠償の額を決定するものとする。

令和8年6月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 損害賠償の額 194万9,200円
- 2 損害賠償の相手方 大垣市本今町1800番地
フタムラ化学株式会社 大垣工場
工場長 五藤 修義

議第56号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定に基づき、市道路線を次の調書のとおり認定するものとする。

令和8年6月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

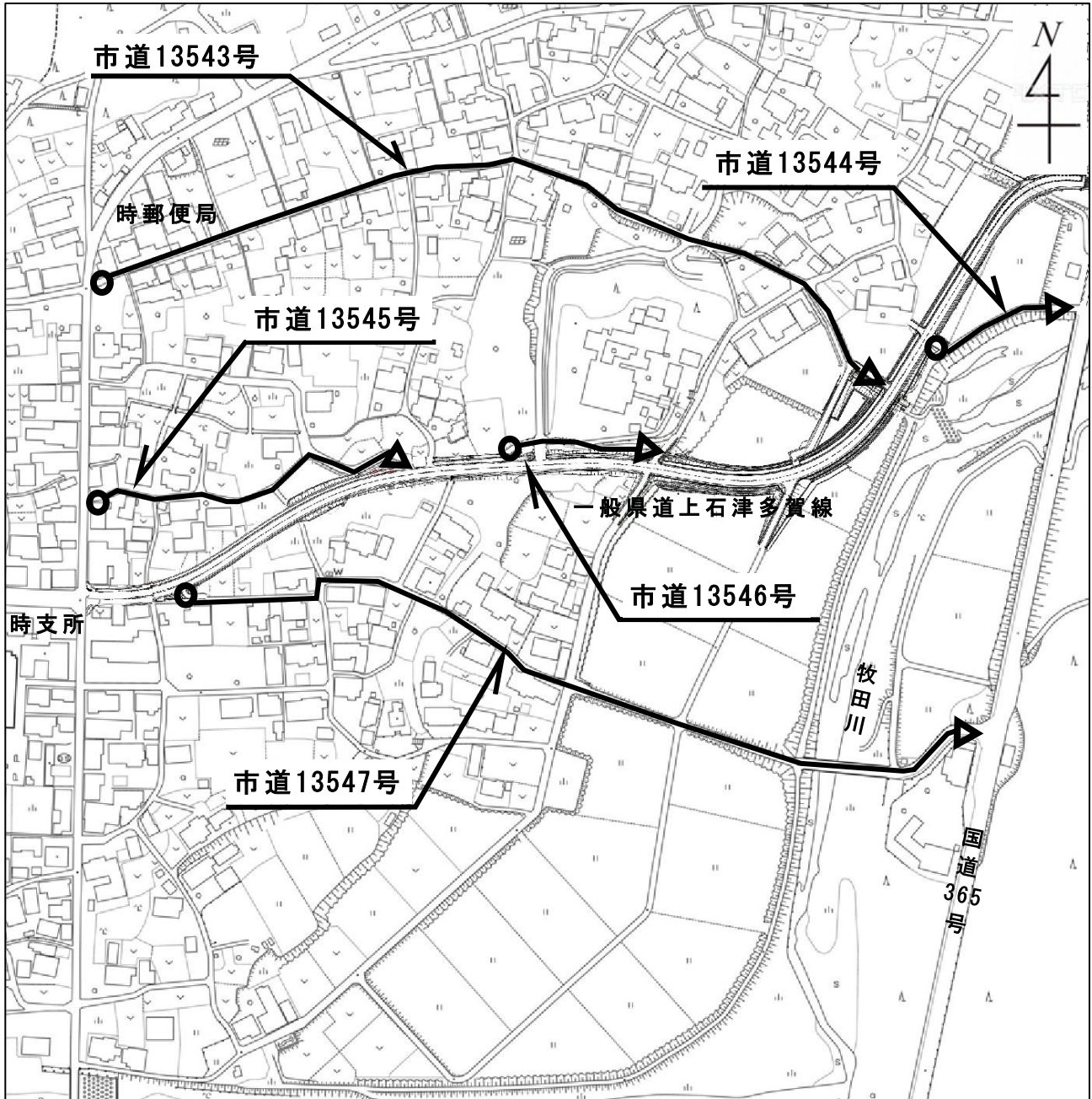
市道路線認定調書

| 路線 番号 | 路線名 | 起 点 | | 重要な 経過地 | 備 考 |
|----------|--------|---------------------|------|------------|-----|
| | | 終 点 | | | |
| 5635 | 東前25号線 | 大垣市東前2丁目20番2 | 地先から | | |
| | | 大垣市東前2丁目20番12 | 地先まで | | |
| 13543 | 下山41号線 | 大垣市上石津町下山字湯谷3229番1 | 地先から | | |
| | | 大垣市上石津町下山字長屋前2401番1 | 地先まで | | |
| 13544 | 下山42号線 | 大垣市上石津町下山字下605番2 | 地先から | | |
| | | 大垣市上石津町下山字下川原1371番3 | 地先まで | | |
| 13545 | 下山43号線 | 大垣市上石津町下山字久保2929番1 | 地先から | | |
| | | 大垣市上石津町下山字久保3011番1 | 地先まで | | |
| 13546 | 下山44号線 | 大垣市上石津町下山字下574番1 | 地先から | | |
| | | 大垣市上石津町下山字下2512番2 | 地先まで | | |
| 13547 | 下山45号線 | 大垣市上石津町下山字大野2831番1 | 地先から | | |
| | | 大垣市上石津町下山字向野2314番1 | 地先まで | | |

大垣市道路線認定位置図



大垣市道路線認定位置図



議第57号

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定に基づき、市道路線を次の調書のとおり廃止するものとする。

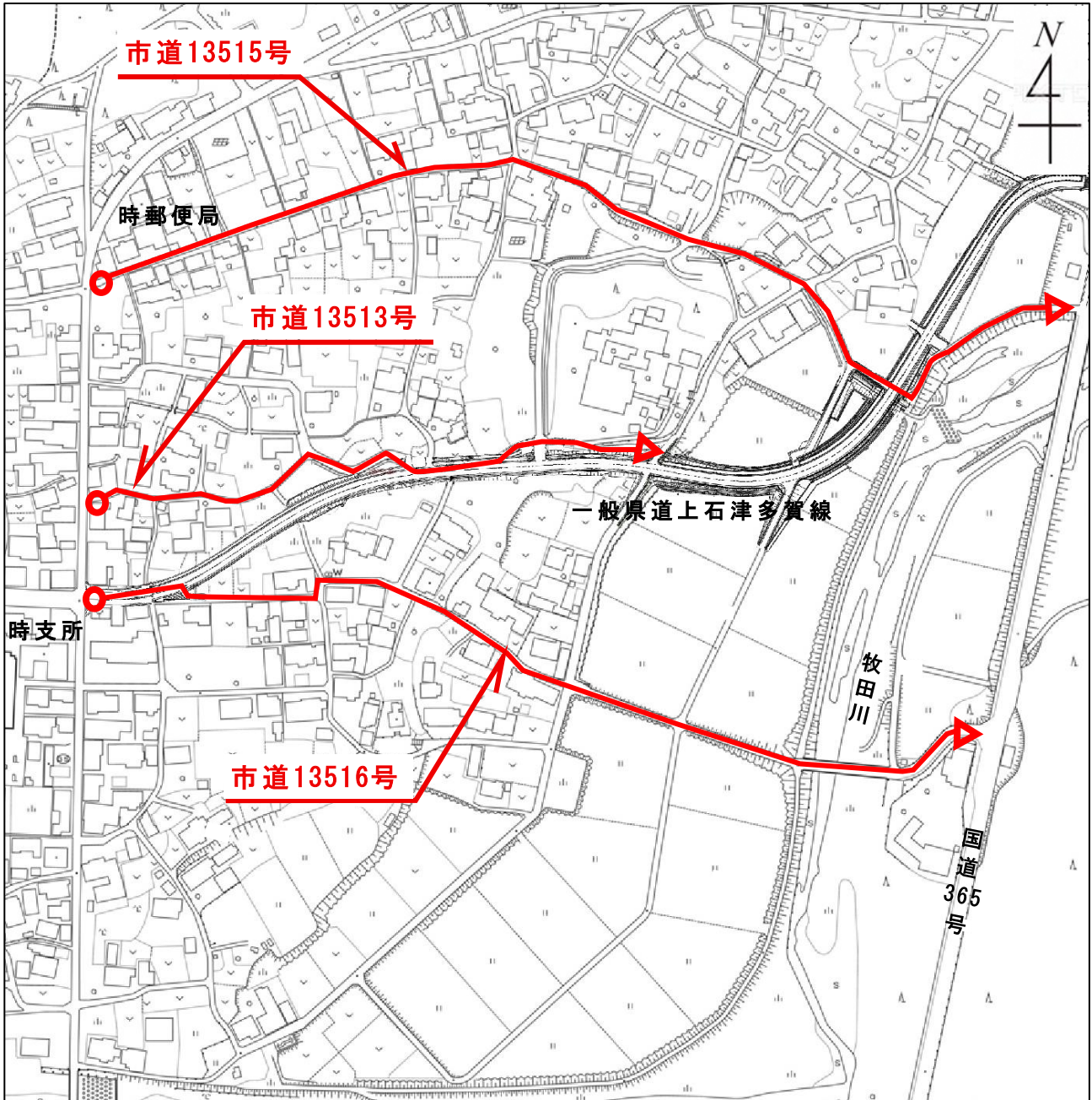
令和8年6月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

市道路線廃止調書

| 路線 番号 | 路線名 | 起 点 | | 重要な 経過地 | 備 考 |
|----------|--------|---------------------|------|------------|-----|
| | | 終 点 | | | |
| 13513 | 下山13号線 | 大垣市上石津町下山字久保2929番1 | 地先から | | |
| | | 大垣市上石津町下山字下2512番 | 地先まで | | |
| 13515 | 下山15号線 | 大垣市上石津町下山字湯谷3229番1 | 地先から | | |
| | | 大垣市上石津町下山字下川原1371番3 | 地先まで | | |
| 13516 | 下山16号線 | 大垣市上石津町下山字久保2871番 | 地先から | | |
| | | 大垣市上石津町下山字向野2314番1 | 地先まで | | |

大垣市道路線廃止位置図



報第9号

繰越計算書の報告について

令和7年度大垣市一般会計予算について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和8年6月1日 提出

大垣市長 石田 仁

令和7年度大垣市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | |
|--------|--------------|-------------------|-----------|-----------|---------|------------------------------------|--------|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | 一般財源 |
| 2. 総務費 | 1. 総務管理費 | 自治体情報システム標準化推進事業 | 212,800 | 212,800 | - | その他 212,800 | - |
| | | 避難所環境改善事業 | 34,800 | 34,800 | - | 国県支出金 17,210 | 17,590 |
| | | 物価高騰対策家計支援事業 | 1,212,000 | 1,166,000 | - | 国県支出金 1,098,117 | 67,883 |
| | 4. 戸籍住民基本台帳費 | 住民記録システム事業 | 2,700 | 2,700 | - | 国県支出金 2,700 | - |
| | | 戸籍システム事業 | 3,000 | 3,000 | - | 国県支出金 3,000 | - |
| 3. 民生費 | 3. 児童福祉費 | 物価高対応子育て応援手当支給事業 | 20,400 | 20,400 | - | 国県支出金 20,400 | - |
| 7. 商工費 | 1. 商工費 | ガキペイプレミアム付商品券発行事業 | 560,000 | 558,000 | - | 国県支出金 100,000 その他 400,000 | 58,000 |
| 8. 土木費 | 2. 道路橋りょう費 | 道路新設改良事業 | 5,600 | 5,600 | - | 国県支出金 1,800 地方債 2,700 | 1,100 |
| | 3. 河川水路費 | 排水機場等維持管理適正化事業 | 15,900 | 15,900 | - | その他 11,316 | 4,584 |

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | |
|-----------|----------|-----------------------|---------|---------|-------------|-----------------------------------|--------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入 特定財源 | 一般財源 |
| | 4. 都市計画費 | 養老線管理機構地域公共交通再構築事業補助金 | 45,000 | 45,000 | - | 国県支出金 22,200 地方債 22,500 | 300 |
| | | 大垣駅南前地区市街地再開発事業補助金 | 30,000 | 27,500 | - | 国県支出金 18,333 | 9,167 |
| | | 公園防災設備整備事業 | 10,000 | 10,000 | - | 国県支出金 4,950 地方債 4,800 | 250 |
| | | かみいしづ緑の村公園整備事業 | 11,000 | 11,000 | 3,000 | 地方債 4,800 | 3,200 |
| | | 街路整備関連事業 | 80,000 | 80,000 | - | 国県支出金 41,700 地方債 37,500 | 800 |
| 10. 教育費 | 2. 小学校費 | 小学校トイレ改修事業 | 73,600 | 73,600 | - | 国県支出金 15,300 地方債 57,300 | 1,000 |
| | | 小学校外壁改修事業 | 127,400 | 127,400 | - | 国県支出金 41,800 地方債 83,100 | 2,500 |
| | | 小学校屋内運動場改築事業 | 280,000 | 280,000 | - | 国県支出金 41,100 地方債 235,800 | 3,100 |
| | 3. 中学校費 | 中学校トイレ改修事業 | 187,500 | 187,500 | - | 国県支出金 33,200 地方債 152,300 | 2,000 |
| | | 中学校外壁改修事業 | 133,600 | 133,600 | - | 国県支出金 42,300 地方債 89,300 | 2,000 |
| | 6. 保健体育費 | 南部学校給食センター空調機整備事業 | 58,000 | 58,000 | - | 国県支出金 8,100 地方債 49,300 | 600 |
| 13. 災害復旧費 | 1. 災害復旧費 | 道路橋りょう災害復旧事業 | 54,900 | 47,700 | - | 国県支出金 23,600 地方債 10,500 | 13,600 |

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度 繰越額 | 左の財源内訳 | | |
|---|---|-----|-----------|------------|-------------|--|---------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入 特定財源 | 一般財源 |
| | | | 3,158,200 | 3,100,500 | 3,000 | 国庫支出金 1,535,810 地方債 749,900 その他 624,116 | 187,674 |
| | 合 | 計 | | | | | |

報第10号

繰越計算書の報告について

令和7年度大垣市公共下水道事業会計予算について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和8年6月1日 提出

大垣市長 石 田 仁

令和7年度大垣市公共下水道事業会計予算繰越計算書
地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 予 算 計 上 額 | 支払義務 発 生 額 | 翌 年 度 繰 越 額 | 左の財源 内 訳 | 不用額 | 翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた めの購入 限度額 |
|--------------|--------------|--------------------|--------------|---------------|----------------|-------------------------------------|-----|---|
| 1. 資本的 支出 | 1. 建設改 良費 | 汚水施設 整備事業 | 77,300 | - | 77,300 | 企業債 34,800 繰越工事資金 42,500 | - | - |
| | | 雨水施設 整備事業 | 222,700 | - | 222,700 | 企業債 100,200 繰越工事資金 122,500 | - | - |
| | | 終末処理 施設整備 事業 | 57,000 | - | 57,000 | 企業債 22,800 繰越工事資金 34,200 | - | - |
| 合 計 | | | 357,000 | - | 357,000 | 企業債 157,800 繰越工事資金 199,200 | - | - |